# 第3編

# 地震・津波災害対策編

〈地震・津波対策編の記述について〉

「地震・津波対策編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「一般災害対策編」の各施策を準用している。ただし、地震・津波災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。

# 第1章
# 災害予防

# 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

## 第１節　土砂災害・液状化等の防止対策

市長公室　建設部　農林水産部

地震時においては、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等のへの指導・助言などのソフト対策を推進する。

### 第１　土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、第２編第１章第１節「土砂災害の防止対策」に準ずる。

### 第２　液状化災害の防止対策

#### １　法令遵守の指導

阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令の遵守のための指導を対策の第一とする。

#### ２　地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成24～25年度）によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、市は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的

改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

### ３　液状化対策手法の周知

市は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害想定やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

### ４　農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は、斜面崩壊、周辺河川の決壊等による二次災害として現れる。市は、今後、地震に伴う土砂崩壊・湛水から農地、農業用施設等を防護するため、地震対策上不可欠な農道、農業集落道及び農村公園緑地、農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した下記の農業用施設の整備を計画的に推進し、「地震災害に強い農業農村」の形成を図る。

(1) 避難地を考慮した農村公園の整備

(2) 避難路、消防活動及び緊急輸送のための農道の整備

(3) 消防及び給水を考慮した農業用排水施設その他の水利施設の整備

(4) 地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設、設備の整備

## 第３　地震災害に対する広報体制の整備

地震に関する警報が発表された場合は、防災行政無線や消防車、広報車によるほか、携帯電話等の緊急速報メール、テレビ、ラジオ（ＦＭきりしま含む）等あらゆる手段を使用し迅速に伝達を行うものとする。

# 第２節　地震・津波災害防止対策の推進

市長公室　農林水産部　建設部
消防局

津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波に関する意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

## 第１　津波災害危険予想地域の把握

### １　津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震被害予測調査（平成24～25年度）において、本市では南海トラフ地震時、津波高が最大２．５ｍ、桜島海底噴火時、神造島付近で津波高最大８．７ｍ、福山付近で津波高最大８．９ｍが予測されているため、津波対策を講じるとともに、沿岸住民に対してもその事を周知するよう努める。

### ２　津波危険の把握

市は、被害が予想される市の津波災害危険予想地域を把握するため、必要に応じ、以下の内容を調査するよう努める。

(1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
(2) 避難に当たっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握
(3) 指定避難所等の配置状況や堅牢度等の調査（**資料４－１**参照）
(4) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
(5) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
(6) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

## 第２　津波災害に対する広報・避難体制の整備

### １　避難指示等の伝達・広報体制の整備

地震等で津波に関する予警報が発表された場合は、防災行政無線や消防車、広報車によるほか、携帯電話等の緊急速報メール、テレビ、ラジオ（ＦＭきりしま含む）等あらゆる手段を使用し迅速に伝達を行うものとする。

### ２　津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震等発生後、数分程度で津波が来襲する区域や港湾敷地の浸水等の被害が予想されることから、これらの地域については重点的に避難体制をとるものとする。

## 第３　地震・津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

### １　各種広報媒体を活用した地震・津波広報

市は、広報誌、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、地震・津波に関する基礎知識、地震・津波災害危

険の実態、地震・津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。具体的な防災意識啓発の推進方策は、第２編第１章第15節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。

## ２　地震・津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

(1) 地震災害においては、まず地震の揺れから身を守る行動を優先することを習性化させるとともに、事後、危険箇所からの避難要領及び共助による救助活動等実践的な防災訓練に努める。

(2) 津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

## 第３節　防災構造化の推進

企画部　建設部　消防局

市は、土地区画整理事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、擁壁・ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要に応じて補強・補修、防止措置を講ずる。

具体的な防災構造化の推進事業については、第２編第１章第３節「防災構造化の推進」に準ずる。

# 第４節　建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

市長公室　建設部　教育委員会

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・改修の促進に努める。

## 第１　公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

### １　公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

市の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

### ２　液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

## 第２　一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

### １　住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1)　耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口の開設やイベントでの広報等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2)　専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3)　住民に対する指導啓発内容

ア　建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ　がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ　コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

## 2　特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において、県と協力して防災査察を実施するとともに、消防局により年間を通じパトロールを行い、建築物の防災対策及び安全確保に対して積極的な指導を推進する。

# 第５節　施設等の災害防止対策の推進

市長公室　建設部　上下水道部

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

## 第１　上水道施設の災害防止

### １　地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

(1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

(2) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進

(3) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進

(4) 広域的なバックアップ体制の推進

(5) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

### ２　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

## 第２　下水道施設の災害防止

### １　地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

(1) 耐震性の劣る配管から可とう管等への敷設替えの推進

(2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進

(3) 広域的なバックアップ体制の推進

(4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

### ２　集中監視システムの活用

下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

## 第３　その他のライフライン施設の災害防止

市は、電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、災害防止対策の推進に努める。

## 第４　道路・橋りょうの災害防止

### １　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋りょうにおける耐震対策工事

所管道路における橋りょうの機能を確保するため、各管理者においては、長寿命化計画等に基づき、対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を計画的に実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

### ２　緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、前記による防災、耐震対策を推進する。

### ３　道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車で工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

## 第６節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

全　部

市は、地震防災対策特別措置法に基づく、次に掲げる施設等のうち地震防災対策上特に緊急を要する施設等の整備を、重点的・計画的に推進していく。

1　避難地
2　避難路
3　消防用施設
4　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
5　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
6　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
7　公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
8　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
9　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
10　公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
11　第７号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
12　海岸保全施設又は河川管理施設
13　砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
14　地域防災拠点施設
15　防災行政無線設備その他の施設又は設備
16　井戸、貯水槽、水泳場、自家発電設備その他の施設又は設備
17　非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
18　救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
19　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

# 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような震災応急活動体制への事前の備えについて定める。

## 第７節　防災組織の整備

市長公室

地震等が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

具体的な防災組織の整備状況については、第２編第１章第６節「防災組織の整備」に準ずる。

## 第８節　通信・広報体制（機器等）の整備

市長公室　企画部

大地震等が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備状況については、第２編第１章第７節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

## 第９節　消防体制の整備

市長公室　消防局

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防局等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備状況に関しては、霧島市消防計画による。

## 第10節　避難体制の整備

市長公室　市民環境部　保健福祉部
教育委員会

地震等発生時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、避難行動要支援者の安全避難について留意する。

具体的な避難体制の整備については、第２編第１章第９節「避難体制の整備」に準ずるほか、津波からの避難については、別冊「霧島市津波避難計画」で定める。

## 第11節　救急・救助体制の整備

市長公室　保健福祉部　建設部
消防局

地震等発生時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり、津波等の被害の可能性が危惧され、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

### １　関係機関等による救急・救助体制の整備

県地震被害予測調査（平成 24～25 年度）によると、直下型地震のほか、南海トラフ及び種子島東方沖を震源と想定したケース並びに桜島海底噴火を想定したケースで斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救急・救助体制の整備に努める。

(1) 市（消防局）の救急・救助体制の整備

ア　消防局及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ　市は、市内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、市内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や市との情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設同志会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 消防団の救出・救助体制の整備

日ごろから地域の要配慮者の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

## ２　孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（**資料４－３**参照）に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

## ３　住民の救急・救助への協力

地震・津波災害時には、広域的又は局所的に救急・救助事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、住民は、日ごろから市等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、県地震被害予測調査（平成24～25年度）では、人口や建物の集中している都市直下のケースでも救急・救助事象が多発しており、市は、市街地の住民の救急・救助への協力について啓発に努める。

## 第12節　交通確保体制の整備

市長公室　総務部　建設部

地震・津波災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第２編第１章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

## 第13節　輸送体制の整備

市長公室　建設部

地震・津波災害時には、被害者の避難、及び災害応急対策、並びに災害救助を実施するのに必要な要員・物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第２編第１章第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

## 第14節　医療体制の整備

保健福祉部　消防局

地震・津波発生時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震・津波発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

以下、整備方針については、第２編第１章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

## 第15節　その他の震災応急対策事前措置体制の整備

市長公室　市民環境部　保健福祉部
建設部　教育委員会　上下水道部

その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

具体的な整備計画については、第２編第１章第14節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

# 住民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図ることが必要である。

## 第16節　防災知識の普及・啓発

市長公室　教育委員会

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、市は災害予防又は災害応急対策について、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

具体的な知識の普及、啓発活動については、第２編第１章第 15 節「防災知識の普及・啓発」に準ずるほか、以下の事項を重視する。

### １　地震の場合

(1) 地震の揺れから自分の身を守る要領

姿勢を低く、頭・体を守る、揺れが収まるまで動かない

(2) 被害を増やさない

住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等

### ２　津波の場合

(1) 早期避難

強い地震（震度４以上）を感じた時、また、弱い地震であっても、長時間ゆっくりした揺れを感じた時は、直ちに海岸から離れ、急いで高い安全な場所に避難する等の自主避難の徹底

(2) 津波の特性

気象台などが作成した津波啓発ビデオ等を活用し、津波と高潮の違い、津波の速度等の津波の特性についての理解

## 第17節　実践的な防災訓練の効果的実施

市長公室

地震・津波災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、地震・津波及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、第２編第１章第16節「実践的な防災訓練の効果的実施」に準ずる。

# 第18節　自主防災組織の育成強化

市長公室　消防局

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害・事故等に備える。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第２編第１章第17節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については次のとおりとする。

(1) まず我が身の安全を図る。
(2) 可能であれば火の始末をする。無理に火を消そうとしない。
(3) 火が出たら、まず消火する。
(4) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
(5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
(6) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
(7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
(8) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
(9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
(10) 秩序を守り、衛生に注意する。
(11) 自動車、電話の利用を自粛する。

## 第19節　防災ボランティアの育成強化

市長公室　市民環境部　保健福祉部
建設部　消防局

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティアの自主性を尊重し、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第２編第１章第18節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

## 第20節　要配慮者の安全確保

市長公室　市民環境部　保健福祉部

第２編第１章第19節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

# 第2章
# 災害応急対策

# 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

## 第１節　応急活動体制の確立

全　部

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震等直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、以下の基準で参集に努める。

１　勤務時間内

津波注意報、津波警報、震度４以上の地震又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、海底噴火の前兆現象らしきものが観測された場合及び南海トラフ地震に係る臨時情報が発表された場合は、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事するものとする。

２　勤務時間外

津波注意報、津波警報、震度４以上の地震又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じた場合、海底噴火の前兆現象らしきものが観測された場合及び南海トラフ地震に係る臨時情報が発表された場合は、速やかに配備基準に基づき参集するものとする。なお、災害対策本部体制の場合は、原則全員登庁とする。

この際、参集場所への移動経路上に危険箇所が存在する職員は、まずは各自で避難行動等を行い、自分自身の安全確保をした後参集するものとする。

## 3　災害対策本部

市災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、第２編第２章第１節「応急活動体制の確立」に準ずる。

| 配備体制 | 配備基準 | 活動内容 |
|---|---|---|
| **情報連絡体制** | ●緊急地震速報（警報）が発表された場合（本市で震度５弱以上が確認された場合、確認された時点で災害警戒本部体制等へ移行する。）<br>●弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合<br>●気象庁が「遠地地震に関する情報」を発表し、今後の情報に注意する旨が発表された場合<br>●南海トラフ地震に係る臨時情報（調査中）が発表された場合<br>●南海トラフ地震に係る臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合<br>●大正噴火規模の噴火が予想される場合で、有感地震が１日以上継続した場合<br>●その他市長が特に必要と認めた場合 | 小規模地震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。 |
| **災害警戒本部体制** | ●震度５弱以上の地震が発生した場合<br>●震度５弱未満でも災害が発生し、又は発生するおそれのある場合<br>●気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」に基づき、高齢者等避難を発令する場合<br>●津波注意報が発表された場合<br>●南海トラフ地震に係る臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき<br>●数値データ上海底噴火のおそれが高まった場合<br>●その他市長が特に必要と認めた場合 | 災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。 |

| | | |
|---|---|---|
| **災害対策本部体　制** | ●震度６弱以上の地震が発生した場合<br>●震度６弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのある場合<br>●津波警報以上が発表された場合<br>●停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても１分以上の長い揺れを感じた場合<br>●海底噴火の前兆現象らしきものが観測された場合<br>●その他市長が特に必要と認めた場合 | 災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ市の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。 |

## 第２節　情報伝達体制の確立

統括調整局

地震等の災害発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、市は、各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については、第２編第２章第２節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

## 第３節　災害救助法の適用及び運用

統括調整局　保健福祉対策部

大地震等が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市、県は災害救助法を運用する。

具体的な内容については、第２編第２章第３節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

## 第４節　広域応援体制

統括調整局　総務対策部　消防対策部

大地震等が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

市及び消防における相互応援協力については、第２編第２章第４節「広域応援体制」に準ずる。

## 第５節　自衛隊の災害派遣要請

統括調整局

大地震等が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう、災害派遣と受入体制を整える。

具体的な要請方法、受入体制については、第２編第２章第５節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

## 第６節　技術者、技能者及び労働者の確保

統括調整局　総務対策部　建設対策部　商工観光対策部　消防対策部

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

以下、具体的な内容については、第２編第２章第６節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

## 第７節　ボランティアとの連携等

保健福祉対策部

大規模な地震等の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、第２編第２章第７節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

# 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（避難行動要支援者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

## 第８節　地震に関する情報及び津波警報・津波に関する情報等の収集・伝達

統括調整局　消防対策部

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震に関する情報及び津波警報並びに津波に関する情報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

### 第１　気象庁による地震に関する情報及び津波警報・津波に関する情報の発表

#### １　地震及び津波に関する情報の発表

(1) 地震に関する情報

ア　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であるため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ　地震情報の種類と内容は次のとおりである。

| 情報の種類 | 発表基準 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 震度速報 | 震度３以上 | 地震発生約１分半後、震度３以上の全国を 188 に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。 |

| 情報の種類 | 発表基準 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 震源に関する情報 | 震度３以上<br>（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合には発表しない。） | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいづれかを満たした場合<br>・震度３以上<br>・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時<br>・若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表<br>震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | 震度１以上 | 震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表<br>震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| その他の情報 | 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震の回数情報等を発表。 |
| 推計震度分布図 | 震度５弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに集計した震度（震度４以上）を図情報として発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード7.0以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |

ウ　南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び発表条件

<table>
<tr><th colspan="2">情報名</th><th>情報発表条件</th></tr>
<tr><td colspan="2">南海トラフ地震臨時情報<br><br>※次の４つのキーワードが付記され発表される。</td><td>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合<br>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</td></tr>
<tr><td rowspan="4">南海トラフ地震臨時情報</td><td>（調査中）</td><td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合</td></tr>
<tr><td>（巨大地震警戒）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr>
<tr><td>（巨大地震注意）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr>
<tr><td>（調査終了）</td><td>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">南海トラフ地震関連解説情報</td><td>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合<br>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</td></tr>
</table>

(2) 津波に関する情報

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

但し、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用い津波警報・注意報を発表し、非常事態であることを伝える。　その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

イ　津波警報等の種類と解説

| 種　　類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | |
|---|---|---|---|
| | | 数値での発表<br>（津波の高さ予想の区分） | 巨大地震の<br>場合の発表 |
| **大津波警報** | 予想される津波の高さが高いところで３メートル以上である場合 | 10m超<br>（10m＜予想高さ） | 巨大 |
| | | 10m<br>（５m＜予想高さ≦10m） | |
| | | ５m<br>（３m＜予想高さ≦５m） | |
| **津 波 警 報** | 予想される津波の高さが高いところで１メートル以上３メートル未満である場合 | ３m<br>（１m＜予想高さ≦３m） | 高い |
| **津波注意報** | 予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上１メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合 | １m<br>（0.2m≦予想高さ≦１m） | （表記しない） |

（注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれのない場合に次の内容で津波予報が発表される。

（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。）

| 発表される場合 | 内　　容 |
|---|---|
| 津波が予想されないとき | 津波の心配なしの旨を発表。<br>（地震情報に含めて発表） |
| 0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。<br>（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。 |

## 第２　地震・津波情報等の受信・伝達

１　地震・津波情報等の受信

気象庁からの情報は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート)、県防災情報システム、ＮＴＴからのＦＡＸ及びテレビ・ラジオ等により受信する。

２　地震・津波情報等の伝達

受信した情報については、以下の要領・手段で速やかに市民に伝達する。

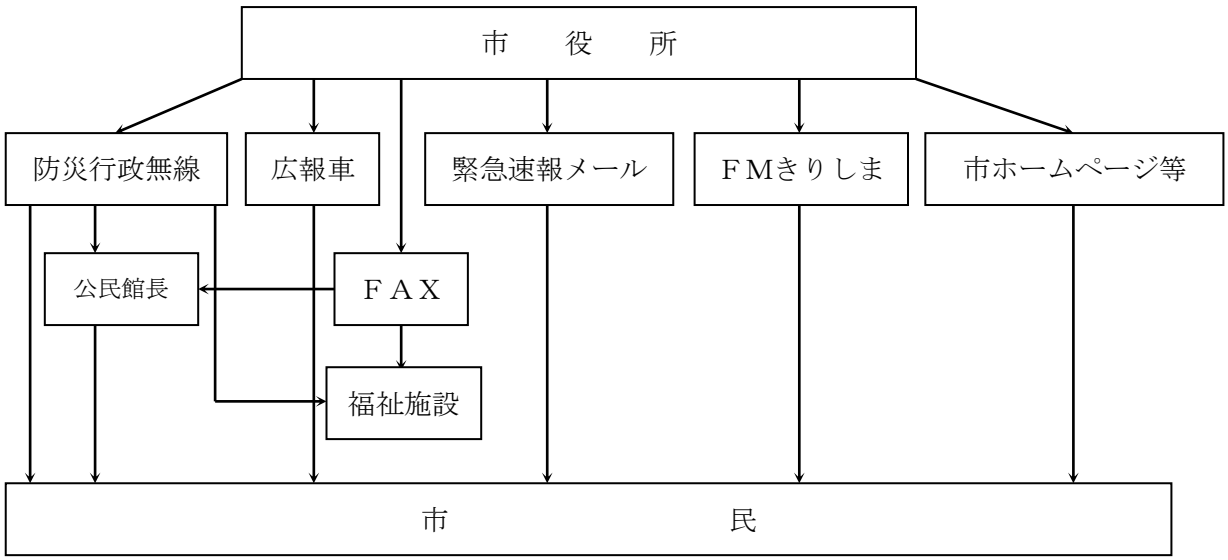


## 第３　津波への自衛措置

近海での地震及び桜島海底噴火が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い地震（震度４程度以上）を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合及び海底噴火の前兆現象らしきものが観測された場合は、次のように対応する。

１　住民等の対応

沿岸部の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限り防災行政無線及びラジオ・テレビ放送を聴取する。

２　市の対応

津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒する。この際、監視場所は、隼人地区（県道北永野田小浜線小浜団地入口付近)、福山地区（国道２２０号亀割公園回廊パーク)、(国道５０４号旧桜島カントリークラブ入口付近）を予定し、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

# 第９節　災害情報・被害情報の収集・伝達

統括調整局　企画対策部

地震・津波発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するように努める。

(1) 市から国・県への報告

市は、震度４以上の地震又は津波が発生した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

ア　第１報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

(ｱ) 勤務時間外（統括調整局班員の登庁直後）

(ｲ) 勤務時間内（地震・津波発生直後）

イ　人命危険情報の中間集約結果の報告

地震・津波発生後30分以内。遅くとも１時間以内とする。

なお、震度５強以上を観測した場合は、市は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震・津波発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（第２編第２章第９節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照）及び方法を用いる。

# 第10節　広　報

統括調整局　総務対策部

地震・津波災害に際して、二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

## 第１　市による広報

### １　広報内容

地震・津波時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 沿岸部の住民への警戒呼びかけ（避難誘導)、避難指示等

市は、津波が来襲するおそれがある場合、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 地震発生直後及び津波警報発表後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後及び津波警報発表後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震・津波時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア　出火防止、初期消火の喚起・指示

イ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ　転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後及び津波警報発表後、事態が落ちついた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所の状況

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、インターネットから情報入手するようになど。

エ　安否情報

安否情報については、ＮＴＴの〈災害用伝言ダイヤル「171」〉や各携帯電話会社が開設する災害伝言板などを活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

広報の方法、関係機関等に対する放送の要請・公表等については、第２編第２章第10節「広報」に準ずる。

# 第11節　河川災害・土砂災害等の応急対策

統括調整局　建設対策部　農林水産対策部　消防対策部

地震・津波災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、市は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、河川災害・土砂災害応急対策を実施する。

## 第１　地震時の河川災害の防止対策

### １　地震による河川施設の被害状況等の把握

市は、河川管理者等と協力し、「霧島市水防計画」に定めた方法に基づき、河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

### ２　地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 溜池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

## 第２　地震時の土砂災害の防止対策

### １　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

### ２　地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市は県と協力し、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

## 第12節　消防活動

消防対策部

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、市（消防局）を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防局は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

以下、具体的な消防活動については、霧島市消防計画による。

## 第13節　避難指示等、誘導

統括調整局　総務対策部　市民環境対策部　保健福祉対策部　教育対策部

地震・津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる必要が生じる。

(1) 市長は、災害対策基本法第56条第2項及び第60条に基づき、災害時における住民の避難指示等の避難措置を実施するものとし、市長に事故あるときは副市長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、市内小、中、高校における児童生徒の集団避難は、市長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

(2) 避難指示等の発令・解除の基準

| 種　別 | 基　　準 |
|---|---|
| 高齢者等避難 | 1　地震発生後、大規模火災、斜面崩壊等の災害が発生し、又は発生するおそれが高まった場合<br>2　気象庁が「遠地地震に関する情報」を発表し、今後の情報に注意する旨が発表された場合、その後発表される「遠地地震に関する情報」により、高齢者等避難の発令について検討する。<br>3　数値データ上海底噴火のおそれが高まった場合<br>4　その他市長が特に必要と認めた場合 |
| 避難指示 | 1　地震発生後、大規模火災、斜面崩壊等の災害が発生し、又は発生するおそれが高まった場合<br>2　鹿児島県西部予報区に津波注意報以上が発表された場合<br>※津波注意報と津波警報では、避難対象地域が異なる。<br>3　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても１分以上の長い揺れを感じた場合<br>4　海底噴火の前兆現象らしきものが観測されたとき<br>5　その他市長が特に必要と認めた場合 |
| 解除 | 1　海底噴火のおそれがなくなったとの発表があったとき<br>2　気象庁による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれが無いと判断されたとき<br>3　地震に伴う災害等の発生が無くなったことが確認されたとき |

(3) 伝達要領

ア　発令時期等の発令手順

・市は、気象予報等に関する情報を、全国瞬時警報システム、鹿児島県防災情報システム、きりしま防災・行政ナビの他、テレビ・ラジオ（ＦＭきりしま含む。）等の複数手段をもって入手し、上記基準に該当した場合、市長判断により速やかに発令する。

・市長に連絡が取れない場合は、副市長、市長公室長の順でこれを代行する。

イ　伝達方法

伝達は、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ（ＦＭきりしま含む。）、携帯電話の緊急速報メール、きりしま防災・行政ナビ等複数手段を使用し迅速・確実に伝達する。

(4) 具体的な避難活動については、第２編第２章第１３節「避難指示等、誘導」による。

## 第14節　救急・救助

統括調整局　保健福祉対策部
消防対策部

地震・津波災害時には、多数の要救出現場や要救出者、重傷者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

具体的な救急・救助活動については、第２編第２章第14節「救急・救助」に準ずる。

## 第15節　交通の確保及び規制

建設対策部

地震・津波災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入・流出による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第２編第２章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。

## 第16節　緊急輸送

総務対策部　建設対策部

地震・津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な緊急輸送活動内容については、第２編第２章第16節「緊急輸送」に準ずる。

## 第17節　緊急医療

保健福祉対策部　消防対策部

地震・津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な緊急医療活動の内容については、第２編第２章第17節「緊急医療」に準ずる。

## 第18節　要配慮者への緊急支援

統括調整局　総務対策部　市民環境対策部　保健福祉対策部　商工観光対策部

地震・津波災害時には、要配慮者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動内容については、第２編第２章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

# 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

## 第19節　避難所の運営

統括調整局　総務対策部　企画対策部　市民環境対策部　保健福祉対策部

地震・津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な運営内容等については、第２編第２章第19節「避難所の運営」に準ずる。

## 第20節　食糧の供給

統括調整局　総務対策部

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

具体的な活動内容等は、第２編第２章第20節「食糧の供給」に準ずる。

## 第21節　給　水

上下水道対策部

地震・津波災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第21節「給水」に準ずる。

## 第22節　生活必需品の給与

総務対策部　保健福祉対策部
商工観光対策部

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

## 第23節　医　療

保健福祉対策部

地震・津波災害時の初期の医療活動については、第２編第２章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第23節「医療」に準ずる。

## 第24節　感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

市民環境対策部　保健福祉対策部
上下水道対策部

地震・津波災害時には、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

## 第25節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

市民環境対策部　上下水道対策部
建設対策部

地震・津波災害時には、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第25節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

## 第26節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

統括調整局　市民環境対策部
保健福祉対策部　消防対策部

地震・津波災害時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第26節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

## 第27節　住宅の供給確保

建設対策部　保健福祉対策部

地震・津波災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

なお、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から、住民の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

住宅の確保・修理については、第２編第２章第27節「住宅の供給確保」に準ずる。

## 第28節　文教対策

教育対策部

地震・津波災害時には、多数の児童生徒が被災し、学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第28節「文教対策」に準ずる。

## 第29節　義援物資等の取扱い

総務対策部

地震・津波災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な活動内容等については、第２編第２章第29節「義援物資等の取扱い」に準ずる。

# 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、鉄道等の交通施設等は、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

## 第30節　電力施設の応急対策

統括調整局　総務対策部

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な対応内容については、第２編第２章第31節「電力施設の応急対策」に準ずる。

## 第31節　ガス施設の応急対策

総務対策部　消防対策部

地震・津波災害時に、ガス施設にあっては、地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

具体的な対応内容等については、第２編第２章第32節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

## 第32節　上水道施設の応急対策

上下水道対策部

地震・津波災害時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対応内容等については、第２編第２章第33節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

## 第33節　下水道施設の応急対策

上下水道対策部

地震・津波災害時には、地震動や液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

具体的な対応内容については、第２編第２章第35節「下水道施設の応急対策」に準ずる。

## 第34節　電気通信施設の応急対策

統括調整局

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な対応内容等については、第２編第２章第36節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

## 第35節　道路・河川等公共施設の応急対策

建設対策部

地震・津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第２編第２章第37節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

# 第3章
# 災害復旧・復興

# 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。このため、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を講ずる。

## 第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

全　部

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

具体的な対策については、第２編第４章第１節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

## 第２節　激甚災害の指定

全　部

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

具体的な対策については、第２編第４章第２節「激甚災害の指定」に準ずる。

# 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

## 第３節　被災者の生活確保

総務対策部　市民環境対策部
保健福祉対策部　建設対策部
商工観光対策部　消防対策部

具体的な対策については、第２編第４章第３節「被災者の生活確保」に準ずる。

## 第４節　被災者への融資措置

総務対策部　保健福祉対策部
農林水産対策部　商工観光対策部

具体的な対策については、第２編第４章第４節「被災者への融資措置」に準ずる。

# 第 4 章

# 南海トラフ地震防災対策推進計画

# 総則

## 第１節　推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第２節　南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第１　南海トラフ地震防災対策推進地域

「南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規程に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」として指定された区域は次のとおり。

【平成 26 年３月 31 日　内閣府告示第 21 号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

なお、推進地域の指定基準は次のとおり。

①震度６弱以上の地震

②津波３ｍ以上で海岸堤防が低い地域

③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第２　南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第 10 条第１項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として指定された区域は次のとおり。

【平成 26 年３月 31 日　内閣府告示第 22 号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

なお、特別強化地域の指定基準は次のとおり。

①津波により30㎝以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域

②特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村

③同一府県内の津波避難対策の一体性の確保

## 第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

## 第４節　南海トラフ地震の想定

第１　想定地震及び津波の概要

第１編第３節「災害の想定」による。

第２　被害の想定

第１編第３節「災害想定」による。

第３　時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約２年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

# 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

## 第５節　活動体制の確立

全　部

市は、南海トラフ地震が発生した場合、第３編第２章第１節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

特に、南海トラフ地震が発生した場合、広域で甚大な被害が発生することが想定されることから、速やかに県などへ必要な支援要請を行う。

## 第６節　情報伝達体制の確立

統括調整局

南海トラフ地震発生時は、第３編第２章第２節「情報伝達体制の確立」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

# 関係者との連携協力の確保

## 第７節　資機材、人員等の配備手配

統括調整局　総務対策部

第１　物資等の調達手配

１　地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、「備蓄計画」に基づき必要な物資等の確保を行う。

２　市は、県に対して地域住民等に対する応急防護及び地震発生後の被災者の救護のため必要な物資等の供給を要請する。

第２　人員の配置

市は、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

第３　災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

１　防災関係機関は、地震が発生した場合において、霧島市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

２　機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

## 第８節　他機関に対する応援要請

統括調整局　総務対策部、消防対策部

第１　市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は、第５編第２－１「広域応援協定」による。

第２　甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、第１に掲げる応援協定及び第２編第２章第５節「自衛隊の災害派遣要請」による。

また、消防機関に対する応援は「霧島市消防計画」による。

第３　市は、災害が発生し、他の自治体等から緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、霧島市消防局及び鹿児島県警察と連携体制を確保し、活動拠点の確保等受入体制を整備するように努める。

## 第９節　帰宅困難者への対応

統括調整局　総務対策部、市民環境対策部

第１　市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知するなど、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第２　帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

# 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

## 第10節　津波からの防護

統括調整局　総務対策部、建設対策部

第１　市は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

１　堤防、水門等の点検・計画多岐な整備

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

２　水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門、樋門及び防潮扉の管理者は、地震発生時に多数の水門、樋門及び防潮扉の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

３　水門、樋門及び防潮扉の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門、樋門及び防潮扉の管理者は、水門、樋門及び防潮扉等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うため、整備、点検等の措置を講じておくものとする。

４　津波により孤立が予想される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備方針及び計画

市は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。現在「霧島市地域防災計画」で指定しているヘリコプター緊急時離着陸場予定地は、第５編11-2「ヘリコプター緊急時離着陸場予定地」による。

５　防災行政無線等の整備等の方針

市は、「霧島市防災行政無線統合デジタル化基本構想」に基づき、災害時の情報伝達手段の整備を進めるものとする。

第２　市は、地震が発生した場合は直ちに、水門、樋門及び防潮扉の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

## 第11節　津波に関する情報の伝達等

統括調整局

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第３編第２章第２節「情報伝達体制の確立」に定めるところによる。

## 第12節　避難対策等

統括調整局　市民環境対策部

第１　市は、津波警報が発表された場合の避難の対象となる地域を定めるものとする。

第２　市は、第１に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

①地域の範囲
②想定される危険の範囲
③避難場所
④避難場所に至る経路
⑤避難の勧告又は指示の伝達方法
⑥避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
⑦その他避難に関する注意事項（防火、非常時持出品、服装、車の使用禁止等）

第３　避難に関し支援が必要な避難行動要支援者については、次の点に留意し避難を支援するものとする。

１　市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するものとする。
２　避難行動要支援者は、津波の発生のおそれにより、避難情報が発令された場合は、あらかじめ作成した個別計画に基づき、早目に避難する。
３　避難所の維持・運営、その他避難に関する事項は、第２編第１章第９節「避難体制の整備」、同第２章第 19 節「２次避難所（指定避難所）の運営」及び別冊「霧島市避難所運営マニュアル」によるものとする。

## 第13節　消防機関等の活動

消防対策部

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

第１　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
第２　津波からの避難誘導
第３　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
第４　津波到達予想時間等を考慮した避難ルートの確立

その他、地震及び津波発生時における消防機関の活動は、第３編第２章第 12 節「消防活動」及び霧島市消防計画に定めるところによる。

# 第14節　水道、電気、ガス、通信、放送関係

統括調整局　総務対策部
上下水道対策部

第１　水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減するための措置を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は、第３編第２章第 32 節「上水道施設の応急対策」、同第 33 節「下水道施設の応急対策」に定めるところによる。

第２　電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次被害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。

その他、地震発生時における対策は、第３編第２章第 30 節「電力施設の応急対策」に定めるところによる。

第３　ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は、第３編第２章第 31 節「ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

第４　通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。

その他、地震発生時における対策は、第３編第２章第 34 節「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

第５　放送

１　指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局及び指定地方公共機関の株式会社南日本放送等が行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

２　㈱ＦＭきりしまが行う措置は、本市との災害応援協定及び各放送局が定める防災に関する計画による。

## 第15節　交通対策

統括調整局　建設対策部

第１　市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制・避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第２　海上

第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波の危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に関する具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

第３　鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における通行停止の他、運行場の措置を講じるものとする。

## 第16節　市自らが管理等を行う施設等に関する対策

全　部

第１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

１　各施設に共通する事項

(1) 津波警報等の入場者等への伝達
(2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
(3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
(4) 出火防止措置
(5) 水、食料等の備蓄
(6) 消防用設備の点検、整備
(7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための機器の整備

２　個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

第２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

１　災害対策本部又は支部が設置される庁舎等の管理者は、第１の１に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
(2) 無線通信機等通信手段の確保
(3) 災害対策本部設置に必要な資機材及び緊急車両の確保

２　この推進計画に定める避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は１の(1)又は１の(2)の措置をとるとともに、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入配備に協力するものとする。

## 第17節　迅速な救助

統括調整局　消防対策部

第１　消防機関による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防機関は、救助・救急隊の体制整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

第２　緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第３　実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第４　消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

# 時間差発生等に備えた対応

## 第18節　基本方針

第１　防災対応の基本的な考え方

平成31年３月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第１版】」（令和元年５月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、

○　地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択する」という考え方が重要

○　日常生活への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。

そのため、ここで定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対策をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第２　異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

市は、気象庁や県が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

表　気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

| 情報名 | 情報発表条件 |
|---|---|
| 南海トラフ地震臨時情報（調査中） | 南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード８．０以上の地震が発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード７．０以上８．０未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） | （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

※気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード６．８以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

## 第３　時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

### １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応

(1) 国からの後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国（緊急対策本部長）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

市は、国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施する。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、以下のとおりとする。

ア　後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

イ　住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

ウ　情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ　その他必要な措置

(4) 避難の対象地域の検討

推進地域に指定されている本市は、地域の状況等必要に応じ、住民等の避難について

検討し、対象地域を設定するものとする。

ア　事前避難対象地域

国からの指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

イ　住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発自身の発生に備え避難を継続すべき地域

ウ　高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発発生地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(5) 避難指示等の発令

事前避難対象地域を設定し、国からの指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。

ア　住民事前避難対象地域については、避難指示

イ　高齢者等事前避難対象地域については、高齢者等避難

(6) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2　南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、あらかじめ定められた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア　住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

イ　情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ　その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3　住民等への周知等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

・国や県からの指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

## 第19節　平時における対策

総務部　消防局

第１　南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達することが必要である。

なお、情報の収集・伝達に関しては、第３編第２章第８節「地震情報・津波情報の収集・伝達」に定めるところによる。

第２　南海トラフ地震臨時情報等の周知

気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第３　事前避難地象地域等の周知

平時から、地域内の事前避難対象地域等をホームページ、広報誌等により周知する。

また、当該地域の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。

## 第20節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

全　部

第１　情報連絡体制の設置

１　鹿児島県

気象庁から発表される情報の収集や各地域連絡協議会及び市町村への情報の伝達、関係機関等との連絡調整のため、危機管理防災局職員による情報連絡体制に移行する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は、当該体制

による。

２　市

(1) 気象庁や県などからの情報の伝達、連絡調整のため、情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は、当該体制による。

(2) 動員

職員の動員は、第２編第２章１節「活動体制の確立」による。

第２　広報

市ホームページ、きりしま防災・行政ナビなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

## 第21節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

全　部

第１　災害対策本部等の設置

１　鹿児島県

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

２　市

(1) 後発地震に備え警戒体制を確立するため、災害警戒本部を設置する。

(2) 職員の動員は、第２編第２章１節「活動体制の確立」による。

第２　被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第３編第２章第２節「情報伝達体制の確立」による。

第３　広報等

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

市ホームページ、きりしま防災・行政ナビなど多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう

に努める。

併せて、住民等に対し、今後の市が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

２　災害応急対策の実施状況等に係る広報

市ホームページ、ツイッターなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や市及び関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

３　市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への再確認等行う等取るべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

## 第３　巨大地震警戒対応の期間等

１　巨大地震警戒対応の期間

本市が実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード８．０以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から１週間とする。

２　巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

１の巨大地震警戒対応の期間経過後、さらに１週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は第５節に定めるものと同様とする。

## 第４　避難対策等

１　事前避難対象地域に対しては、当該地域に係る措置を適切に実施する。

２　避難に際しては、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。なお、要配慮者への緊急支援については、第３編第２章第18節「要配慮者への緊急支援」に定めるところによる。

３　避難所の運営

第２編第２章第１９節「避難所の運営」及び別冊「霧島市避難所運営マニュアル」による。

## 第５　関係機関等のとるべき措置

1　消防機関等

(1) 市は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 県は、本市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な支援を実施する。

2　警備対策

県警は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を充填として、必要な措置をとる。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 訃報事案等の予防及び伝達

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

3　水道、電気、ガス、通信、放送関係

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものである。このことから、第 14 節「水道、電気、ガス、通信、放送関係」に準じて対応するものとする。

4　交通対策

市は、関係機関と協力し、県警察と協力市、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の住民がとるべき行動、交通対策、港湾対策、航空対策及び鉄道対策について、平時から住民等に対する広報等にと詰めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第６　滞留旅客等に対する措置

1　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2　関係機関等

南海トラフ地震臨時情報「(巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関等は、第５「関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに市が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

## 第22節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

全　部

第１　災害警戒本部等の設置

１　鹿児島県

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する、

２　市

(1) 気象庁や県などからの情報の伝達、連絡調整のため、情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は、当該体制による。

(2) 動員

職員の動員は、第２編第２章１節「活動体制の確立」による。

第２　被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第３編第２章第２節「情報伝達体制の確立」の定めるところによる。

第３　広報等

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

市ホームページ、きりしま防災・行政ナビなど多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

２　市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への再確認等行う等取るべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を

行う。

第４　巨大地震注意対応の期間等

１　地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード７．０以上８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード７．０以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）の発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、１週間とする。

２　ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第５　その他

市は、市が管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

# 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を確保するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備について、霧島市国土強靭化地域計画、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第11号）に基づき県が策定する「鹿児島県地震防災緊急事業五箇年計画」及び第３編第１章＜地震津波災害に強い施設等の整備＞に基づき事業を推進する。

施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業実施にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮される要、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

# 防災訓練計画

総務部　消防局

第１　市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第２　第１の防災訓練は、霧島市総合防災訓練とすり合わせながら実施するように努めるものとする。

第３　第１の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第４　市は、県、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施するほか、防災関係機関等と連携して津波警報伝達訓練など、本市の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

１　動員訓練及び災害対策本部運営訓練
２　津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
３　警備及び交通規則訓練

第５　市は、自主防災組織等が行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。

１　津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
２　津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

# 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

総務部　消防局　教育委員会

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１　市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

１　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
２　地震・津波に関する一般的な知識
３　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
４　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
５　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
６　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
７　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第２　地域住民等に対する教育

市は、県、防災関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施するとともに、地域の自主防災組織等が行う教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、学校単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

１　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
２　地震・津波に関する一般的な知識
３　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
４　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
５　正確な情報入手の方法
６　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
７　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
８　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
９　避難生活に関する知識
10　地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

11　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第３　相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。